

# 本地小 学校生徒指導規程

北広島町立本地小学校

## 第1章 総則

### 第1条 目的

- 1 本規程は、「不公平・恣意的な指導を防ぐ」「児童が指導により不利益を被らないようにする」透明性・公平性のある指導を行う」ことにより、児童一人一人の人権を守り、健やかな成長を保障することを目的とする。
- 2 本規定は、千代田ブロック内小・中学校間の連携による共通認識に基づく生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを明文化するものである。
- 3 本規定は、児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、関係者が共通認識をもって、具体的な指導を行うことを目的とする。

## 第2章 学校生活に関すること

### 第2条 服装について

- ① 規準服について
  - 学校指定の規準服とする。
- ② 靴・靴下について
  - 上履きは屋内用シューズとする。
  - 運動靴（体育の授業で使用できる靴で登校する。（ハイカット靴は運動に適さない考え禁止。））
  - 冬季または雨天時では、華美でない長靴、防寒靴を履いてもよい。  
※ 6年生は中学校進学を見据え、白（無地）のスニーカーを推奨する。
- ③ 防寒着
  - 防寒のためセーター・ベストを着用しても良い。
    - ・ 色は黒、白、紺、グレーのもの。（ワンポイントは可）
  - この他、マフラー・ネックウォーマー等の防寒用具を使用しても良い。紛失の防止等、使用している物の管理は、児童自身が行う。
  - 必要のないときは身に付けない。

### 第3条 体操服・水着について

- ① 体操服
  - 学校で規定したもの（入学時に推奨したもの）を着用する。
- ② 水着
  - 黒・紺を基調としたスクール水着タイプのもを原則とする。
  - 水泳帽を着用する。
  - 健康面等で配慮が必要な場合、上記以外の水着や用具も学校、保護者で可否を確認後、着用・使用できるものとする。

### 第4条 頭髪・髪どめについて

- 頭髪については、校内での活動に集中するために、華美にならない形とする。

- 清潔で自然な髪形とする。
- 頭髪の長さは、活動の妨げとならないよう日常的に整える。
- 頭髪の長さは活動の妨げにならないようにする。
- 活動の妨げにならないよう髪どめ等、必要な小物があれば使用しても良い。とする。
- パーマ、脱色、カラースプレー等、不必要に虚飾することは、活動への集中の妨げとなる  
と考え、禁止する。

#### 第5条 校内での生活時間について

- 1 学校が、だれもが気持ちよく過ごすことができる場所として、生活時間を定める。
- 2 授業や諸活動の開始の合図とともに開始できる（着ベル）ように準備をすることを基本とする。

#### 第6条 校内での行動について

- 1 誰もが安全に気持ちよく生活するために、「校内生活のきまり」を守って行動する。
- 2 学習用具・遊具等の使用は、学校の規程内で行い、責任を持って返却する。

#### 第7条 所持品について

- 1 活動に不必要なもの、金品は学校に持参しない。  
※ 特別な事情があり、所持する必要がある場合は、事前に保護者が学校に連絡し確認する。  
※ 不必要な物を許可なく所持していた場合、学校が一時的に預かり、指導の後、返却する。

#### 第8条 欠席等の手続きについて

- 1 欠席・遅刻するときは、保護者が、学校と通学班の班長に連絡する。
- 2 早退等の場合は、保護者が連絡をする。（危機管理のため、児童の申告のみの場合早退させない。）
- 3 児童の出欠席の扱いについては、「出欠席の扱いについて」に準ずる。

#### 第9条 通学について

- 1 児童は安全・危機管理のために、通学路を歩いて通学する。
- 2 車での送迎等、特別な事情等については、教育的配慮のもとに保護者と協議して決める。

#### 第10条 改善指導について

- 1 学校生活に関する規程に逸脱している場合は、保護者に連絡して改善してもらおう。

### 第3章 校外生活に関すること

#### 第11条 校外で遊ぶとき

- 1 自他の生命尊重・安全・危機管理のため次の事項について規定する。
  - ① 物品・金銭の家からの持ち出しは必ず保護者の承諾を得る。
  - ② 川での子供だけの遊びは禁止とする。
  - ③ 友達同士で、物品の交換、売買及び金銭の貸し借りはしない。
  - ④ 交通ルールを守り、交通安全に心がける。
  - ⑤ 1年生と2年生は車道で自転車に乗らない。
  - ⑥ 帰宅時間を守り、保護者の許可なく、夜間の外出や外泊はしない。  
\*帰宅時間は夏期（4～9月）午後6時、冬期（10月～3月）午後5時とする。

- ⑦ 夜間の外出や外泊は、保護者の責任において行われる監督・保護のもとでのみとする。
- ⑧ 児童だけで校区外には出ない。必要なときは保護者と相談して決める。
  - \* 校区：(明神～八反田商店まで) 等任の範囲内での遊びをする。
- 4 あいさつや片づけ等、社会のルールやマナーを守る。
- 5 遊泳禁止区域での水遊びは禁止とする。また、保護者同伴でない場合の河川での遊泳は禁止とする。
- 6 友達同士で、物品の交換、売買及び金銭の貸し借りはしない。
- 7 交通ルールを守り、交通安全に心がける。
  - ・自転車に乗るときは、保険に入る。
  - ・自転車に乗る時は、安全面から必ずヘルメットを着用する。
  - ・1年生と2年生は車道で自転車に乗らない。
 (交差点での一時停止・安全確認等を必ず行う。)
- 8 帰宅時刻を守り、保護者の許可なく、夜間の外出や外泊はしない。
  - 帰宅時刻は、夏季(4～9月)：午後6時、冬季(10月～3月)：午後5時
  - 家にいる時間を守る。(午前10時まで。午前11時30分から午後1時まで)
  - 夜間の外出や外泊は、保護者の責任において行われる監督・保護のもとでのみとする。
- 9 児童だけで校区外には出ない。ただし、学校が規定する範囲内(明神～八反田商店まで等)であれば行ってもよい。学校区外は保護者(大人)同伴で行く。
  - \* サックスに児童だけで行かない。
  - \* 特別な場合(おつかい)は、家の人とよく相談をして決める。

#### 第4章 特別な指導に関すること

##### 第13条 問題行動への特別な指導について

次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 本規定に違反し、連続して繰り返し注意を受けているにも関わらず、改善の態度が見られないとき。
- (2) 法令・法規に違反する行為があった場合。
  - ※ 法規・法令に違反する行為については、必要な場合、警察・関係諸機関と連携をとる。
- (3) (1)(2)以外の下記の行為
  - ① いじめにつながる行為(暴力、あだ名、ひやかし・からかい等)
    - ※ インターネットを通じたいじめ、他人に対する誹謗中傷を含む。
  - ② 授業妨害
  - ④ 登校後の無断外出・無断早退
  - ⑤ 指導無視及び暴言等
  - ⑥ 不健全娯楽(賭け事等)
  - ⑦ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

##### 第14条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭

- 口頭による指導
- (2) 通常反省指導
- 通常の学校生活を行いながら、休憩時間・放課後を活用して行い、望ましい生活や学習の態度を育てる。
- (3) 別室反省指導
- 通常の学校生活とは別日程で別室にて指導を行う。
  - 複数の職員体制で、学習指導・面接・反省文の記入・校内美化作業を行うことによって、望ましい生活や学習の態度を育てる。
  - 別室反省指導の時間や日数等の期間については、問題行動の程度や繰り返し等により生徒指導委員会で協議し学校長が決定する。
- (4) 器物損壊について
- 校内の物を壊した場合（わざとではない場合でも）「破損届」を書き、学校長に届ける。
  - 保護者に弁償を求める場合もある。弁償を求めるか否かの判断は学校長が行う。
- (5) 保護者連携による改善指導について
- 特別な指導を行ったとき、または、学校生活に関する規程に逸脱している場合は保護者に連絡し、保護者と連携して指導を行う。
  - 改善が見られない場合、保護者面談が必要と学校長が判断した場合は、保護者に来校をお願いする。
- (6) 関係機関連携について
- いじめに関わり、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、関係機関と連携した取組を行う。
  - 犯罪行為として取り扱われるべきと判断した事案については関係機関と連携した取組を行う。